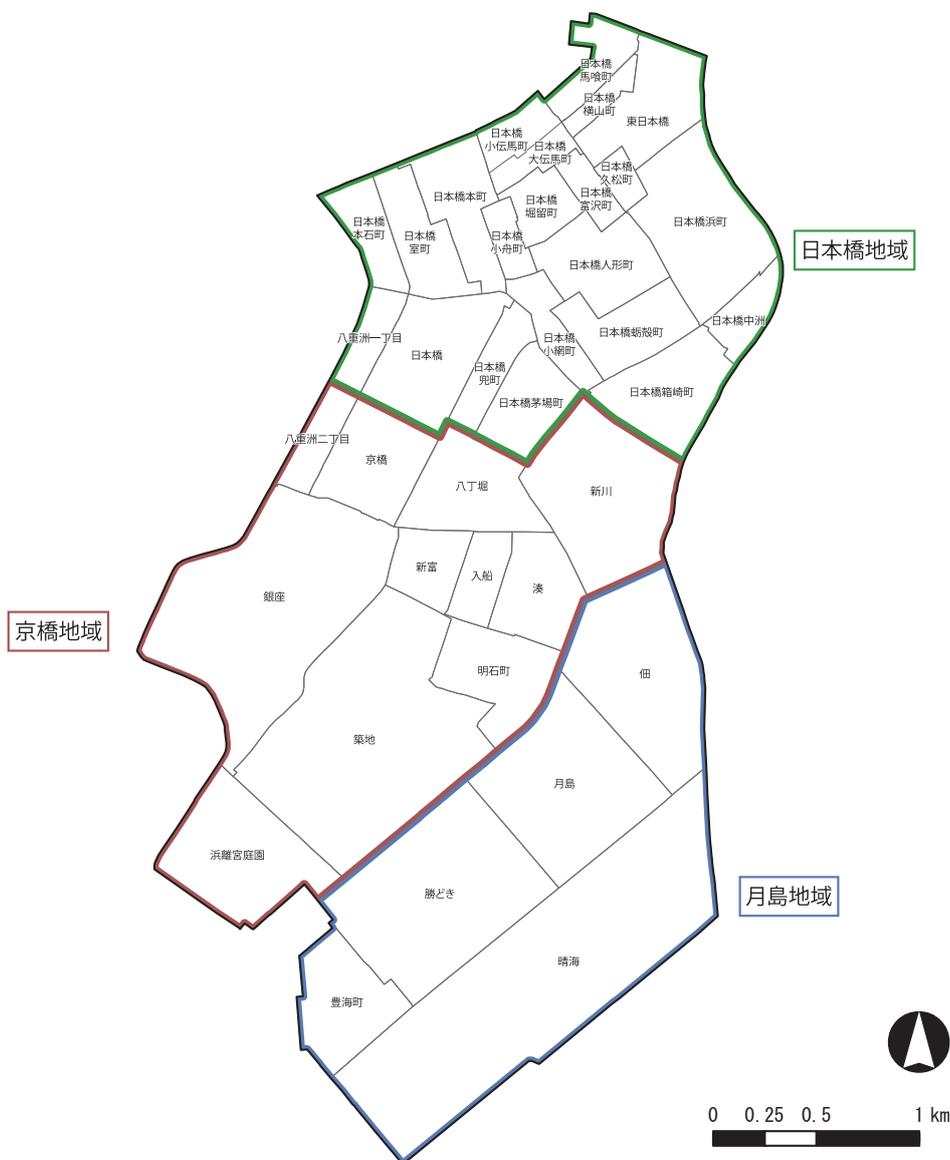


5章 地域別の方針と取組

5-1 地域区分図

京橋・日本橋・月島各地域ごとの具体的な施策について、それぞれの取組方針を以下に記述します。

図 5.1 地域区分図



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。

(承認番号)30 都市基交著第 59 号

5-2 地域別の方針

(1) 京橋地域

① 地域の概況と課題

地域面積(m ²)	人口(人)	緑被面積(m ²)			合計	緑被率
		樹木	草地	屋上緑地		
3,850,094	38,557	375,516	71,408	27,790	474,714	12.3%

注)・人口は平成 31 (2019) 年 1 月 1 日住民基本台帳による

・地域面積、緑被面積、緑被率は緑の実態調査(平成 29 (2017) 年度)による

- 日本を代表する商業・業務地あるいは繁華街として親しまれている銀座地区や築地場外市場を核とした食品関係企業、印刷・製本業などが集積する住・商・工が混在する地域です。
- 浜離宮恩賜庭園や築地川公園、あかつき公園などまとまった緑を擁するほか商業・業務系ビルの屋上緑地や壁面の緑化など立体的な緑が点在しています。
- 築地市場の移転に伴う跡地の開発や建設後 50 年以上が経過し老朽化が進む首都高速道路都心環状線の築地川区間の更新と合わせた沿道のまちづくり構想など、新たなまちづくりに伴う緑地の創出に向けたポテンシャルを有しています。
- 老朽化した公園の改修や、立体都市公園制度を活用した水谷橋公園の整備、「本の森ちゅうおう(仮称)」など公共施設の整備計画のほか、民間施設のオープンスペースや屋上・壁面の緑化など、あらゆる施設における緑地の整備が求められています。

② 緑化施策の方向性

- 屋上緑化や壁面緑化などにより立体的な緑の景観を整備した施設が近年増加しています。今後も本の森ちゅうおう(仮称)など公共施設はもとより民間施設の魅力ある緑の創出を促進します。
- 首都高速道路都心環状線築地川区間(三吉橋から新尾張橋)の上部の活用にあたっては、築地と銀座をつなぐ緑の軸の形成を目指し、新たな街路空間の創出を促進します。
- 老朽化した公園施設については地域のニーズなどを聞きながら改修を行います。

図 5.2 地域別主要な緑の配置図（京橋地域）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。

(承認番号)30 都市基交著第 59 号

(2) 日本橋地域

① 地域の概況と課題

地域面積(m ²)	人口(人)	緑被面積(m ²)			合計	緑被率
		樹木	草地	屋上緑地		
3,200,871	49,723	168,029	10,393	21,408	199,830	6.2%

注)・人口は平成 31 (2019) 年 1 月 1 日住民基本台帳による
・地域面積、緑被面積、緑被率は緑の実態調査(平成 29 (2017) 年度)による

- 江戸時代からの交通・商業・文化の要地として伝統を有し、企業のオフィスビルが数多く建ち並ぶ一方で、古くからの商店街や卸売業など産業の場と住居の場が共存する地域です。
- 区立公園のなかで最大面積の浜町公園や浜町川緑道、日本橋室町周辺の開発事業と一体となった緑地など比較的大きい緑があります。
- 日本橋上空の首都高速道路の移設撤去、日本橋川沿いや東京駅前地区の再開発事業など、地域性や水辺の魅力を生かしたまちづくりによる街並みの変化が想定されます。
- 業務系建築物が高密度に集積することなどから、区内他地域に比べ、緑被率が相対的に低いことが課題です。

② 緑化施策の方向性

- 大規模開発を含む民間事業者による魅力ある緑地の創出を促進します。
- 日本橋川周辺のまちづくりにおいて、水辺の魅力を活かした緑豊かな整備に向け、事業者および関係機関と調整・連携し、事業の促進を図ります。
- 施設の老朽化が目立つ浜町川緑道について、交通環境の改善などにも配慮しながら改修整備を行います。
- 日本橋本町から日本橋久松町間において、歩道の拡幅工事に合わせ、アメニティ性の向上や地域の歴史も参考にした特色ある樹木などによる街路整備を行います。

図 5.3 地域別主要な緑の配置図（日本橋地域）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。

(承認番号)30 都市基交著第 59 号

(3) 月島地域

① 地域の概況と課題

地域面積(m ²)	人口(人)	緑被面積(m ²)			合計	緑被率
		樹木	草地	屋上緑地		
3,064,035	74,222	258,790	110,380	34,106	403,276	13.2%

注)・人口は平成 31 (2019) 年 1 月 1 日住民基本台帳による
・地域面積、緑被面積、緑被率は緑の実態調査(平成 29 (2017) 年度)による

- 高層住宅や港湾に面した海運関係の倉庫などが建ち並ぶ一方で、佃・月島地区など下町情緒を感じる街並みを有し、本区の人口の 4 割半ばを占める地域です。
- 大川端リバーシティ地区や晴海臨海公園など水辺の公園のほか、トリトンスクエア周辺や高層住宅開発に伴う公開空地などまとまった緑が点在しています。
- 晴海五丁目における東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会選手村建設については、大会終了後は 5 千戸以上の住宅の再整備が行われ、人口増加に伴う公園・緑地の不足が課題となっています。
- 朝潮運河の耐震護岸の上部を活用した公園整備については、うるおいある緑豊かな水辺空間の創出に向け、地域や東京都など関係機関と調整を図りながら整備を進めています。

② 緑化施策の方向性

- 朝潮運河親水公園について、地域や東京都など関係機関と調整・連携を図りながら拡張整備を行い、水辺の回遊性にも配慮した水と緑のネットワークの充実を図ります。
- 民間による水辺に向けた再開発事業に伴い、親水性や緑のオープンスペースの確保に向けた整備を促進します。
- 選手村跡地の再整備においては、地域や東京都、事業者などと連携し、東京 2020 大会のレガシーとして、質の高い緑に彩られたまちづくりを促進します。

図 5.4 地域別主要な緑の配置図（月島地域）



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 地形図を利用して作成したものである。

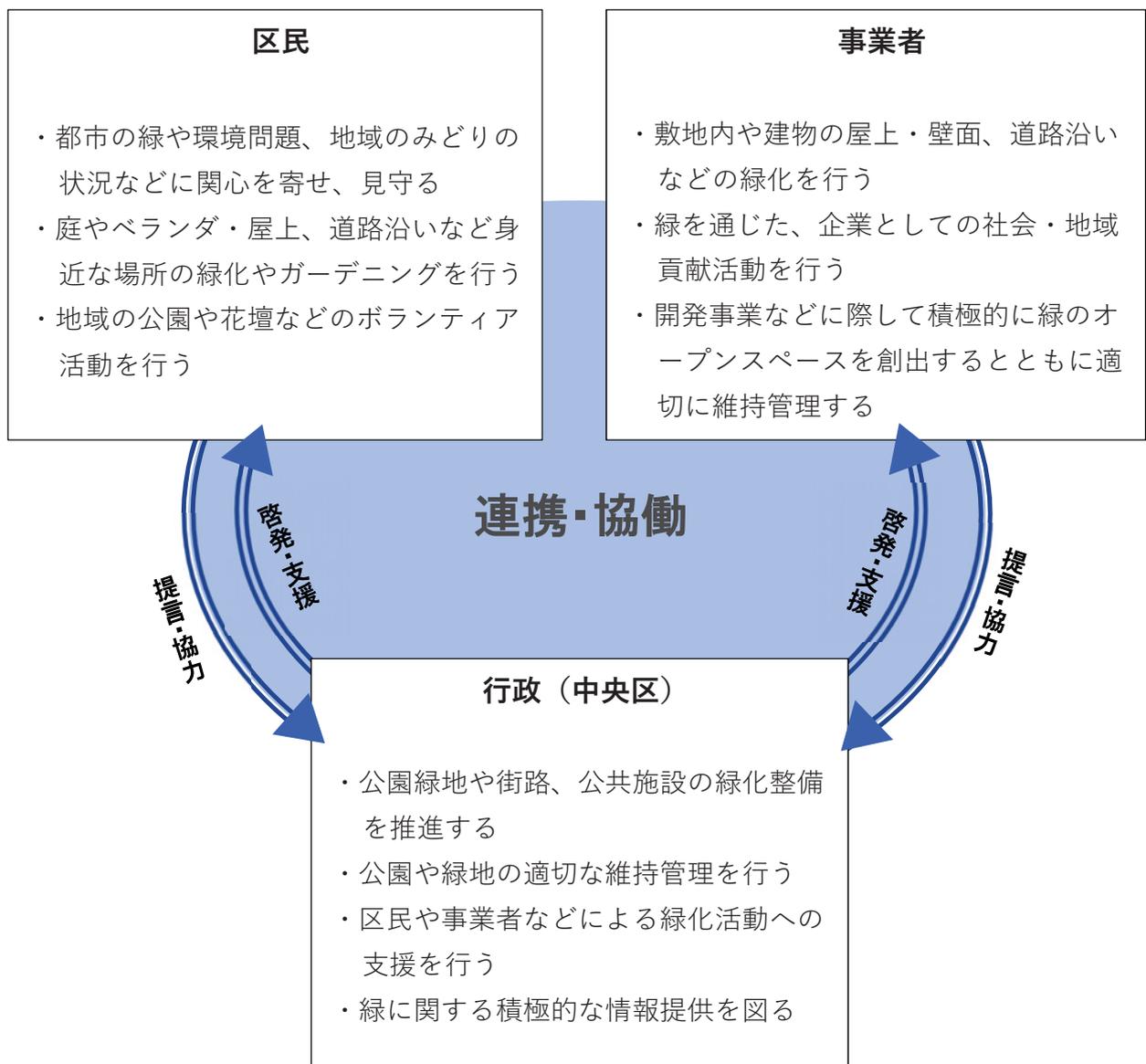
(承認番号)30 都市基交著第 59 号

6章 計画の推進に向けて

6-1 各主体の役割

計画を着実に進めていくためには、区民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場で役割を理解し、連携・協働しながら具体的な行動に移すことが必要です。

図 6.1 各主体の主な役割



6-2 計画の推進体制

(1) 区民・事業者・NPOと行政のパートナーシップ

計画の推進にあたっては、区民・事業者・NPOなどと行政との連携・協働が不可欠です。花壇や公園の清掃・維持管理を行うボランティアを対象とした「ボランティア懇談会」の開催に加え、緑づくりや環境保全に関わる活動を行う区民・事業者・NPOと行政による情報や意見交換の場として「緑の連携会議（仮称）」を設置し、相互のパートナーシップの強化を図ります。

(2) 東京都・国・周辺区との連携

効果的で効率的な事業の推進に向け、庁内の関係部署のほか、東京都や国、周辺区など関係機関と相互に調整し、適切な役割分担のもと連携しながら取組を進めます。

表 6.1 主な連携事業

事業	主な関係機関
築地市場跡地整備、晴海五丁目選手村跡地整備 隅田川スーパー堤防等整備 朝潮運河等護岸環境整備	東京都
街路の緑化	東京都（都道）・ 国（国道）

6-3 計画の進行管理

本計画の将来目標の実現に向けて、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。

計画の評価に当たっては、施策の取組状況や区内の緑の現状を把握し、多角的な検証や評価を行うことを目的として「中央区グリーンインフラ推進委員会（仮称）」を新たに設置します。

同委員会においては、本計画において取組を進める「中央区グリーンインフラガイドライン（仮称）」や街路樹管理計画などの策定および運用方法についても検討を行います。

また、緑の実態調査の実施により、緑量や緑地の分布などを把握します。

これら緑の施策に関する事業や取組について、検証・評価を行い、必要に応じて弾力的に見直しを行うことにより、効果的かつ効率的な事業の推進を図ります。

図 6.2 計画の進行管理イメージ

